

南十勝長期宿泊体験交流協議会規約

平成20年4月14日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、南十勝長期宿泊体験交流協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を北海道大樹町役場に置く。

(目的)

第3条 農山漁村地域が、少子高齢化、過疎化及び農林漁業の後継者不足等の様々な課題が顕在化している中、農山漁村の振興を図るためには、地域の多様な主体の参画により様々な知恵の結集が重要となっている。

このため、協議会は、関係機関及び団体等が共通の目標の下に一体となって、子どもたちの農山漁村での長期宿泊体験活動を、地域の多様な人材や地域資源を活用し、教育的役割を担いながら受け入れていくことにより、子どもたちの情操教育のみならず、地域への経済効果、地域コミュニティの再生を図り、もって農山漁村地域の活性化等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げるものを行う。

- (1) 長期宿泊体験活動の受入に関すること。
- (2) 長期宿泊体験活動の企画立案に関すること。
- (3) 長期宿泊体験活動に携わる指導者等の育成及び確保に関すること。
- (4) 長期宿泊体験活動に関する情報収集、調査研究及び普及啓発等に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 協議会は、前項に関する業務の一部を委託して実施することができるものとする。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるもの及び会員の推薦に基づき総会の承認を得たものをもって組織する。

- (1) 大樹町
- (2) 大樹町農業協同組合
- (3) 大樹町漁業協同組合
- (4) 大樹町森林組合
- (5) 大樹町商工会
- (6) 大樹町観光協会
- (7) 大樹町教育委員会
- (8) 大樹町農業委員会
- (9) NPO法人教育支援協会北海道

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 推進会議

(推進会議)

第13条 協議会の運営及び第4条に規定する事業並びに計画の立案、事業推進のために、南十勝長期宿泊体験交流推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる者及び関係機関団体等をもって構成する。

- (1) 大樹町
- (2) 大樹町農業協同組合
- (3) 大樹町漁業協同組合
- (4) 大樹町森林組合
- (5) 大樹町商工会
- (6) 大樹町観光協会
- (7) 大樹町教育委員会
- (8) 大樹町農業委員会
- (9) NPO法人教育支援協会北海道
- (10) NPO法人ねおす
- (11) NPO法人元気村
- (12) 歴舟川の清流を守る会
- (13) 恵(M. E. G.) ツーリズム大樹
- (14) 大樹遊漁案内船部会
- (15) 砂金堀友の会
- (16) 南十勝グリーンツーリズム連絡協議会
- (17) 農協・漁協・商工会各青年部・女性部
- (18) 受入農業者代表
- (19) 受入漁業者代表
- (20) その他協議会の事業推進に関係する者及び団体

第5章 総会

(総会の種別等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

(特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第6章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、処理する。

(業務の執行)

第22条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、その他の規程等の定めによる。

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第24条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第25条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交付金、補助金
- (2) 助成金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

(経費の取扱い)

第26条 協議会の経費の取扱方法は、交付要綱及び別に定める会計処理規定等による。

- 2 協議会の事務局は、協議会の事業に要する経費に係る補助金等の受領、管理等の会計事務を行うことができる。
- 3 協議会会員は、協議会の事業に要する経費に関する事務を行う場合、協議会の事業に係る費目を設けて行う。

(事業計画及び収支予算)

第27条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第8章 雑則

(細則)

第29条 実施要綱、実施要領、交付要綱及び設置要領その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年4月14日から施行する。

2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 本協議会の設立初年度の会計年度については、第24条の規定にかかわらず、平成20年4月14日から平成21年3月31日までとする。